

岩国市監査告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 29 年 11 月 16 日

岩国市監査委員 氏 木 一 行

岩国市監査委員 山 本 修

岩国市監査委員 藤 本 泰 也

1 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理団体

株式会社 共立メンテナンス（周東文化会館）

2 監査の実施期間

平成 29 年 10 月 26 日から同年 11 月 10 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 28 年度における団体の出納その他の事務（当該公の施設の管理に係るもの）の執行について、事前に当該団体から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から説明聴取などを行い、係る事務処理、事業運営が適正に行われたかなどを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 28 年度の出納その他の事務事業の執行処理状況については、その目的に沿って、おおむね適正に行われていると認めた。

5 意見

周東文化会館の運営におかれては経費削減に努められたことから黒字決算となり、健全な経営に取り組まれている。

引き続き、周東総合支所や関係機関と連携して、更に多くの市民等が興味を持つ事業を開催されたい。